

令和 4 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

令和 5 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第14号
令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

小畑由起夫
高橋みつひろ
中田慎也
花岡正浩

令和4年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査について

令和5年8月10日付け財第1215号で審査依頼がありました令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	2
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	5
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8
第4	資金不足比率の状況	10

(参考)

1	兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率	11
2	用語の説明	12
3	比率算定の対象となる範囲	16

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、令和 4 年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が15.2%、将来負担比率が326.4%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか8会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		令 和 4 年度	令 和 3 年度	比 較 増 減 (Δ)	(参 考)	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	15.2	15.2	0.0	25	35
	将 来 負 担 比 率	326.4	315.1	11.3	400	—

区 分		令 和 4 年度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	— %	20 %
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 創 生 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	

2 審査の意見

単年度（令和4年度）の実質公債費比率は15.5%で、令和5年3月に見直しが行われた兵庫県県政改革方針（以下「県政改革方針」という。）の財政フレームで見込まれた単年度の比率（15.7%）を0.2ポイント下回っているものの、前年度（15.2%）と比較すると0.3ポイント悪化している。

健全化判断比率として算定される実質公債費比率（前3か年（令和4年度、3年度及び2年度）の平均）は15.2%で、前年度と同率となっている。

また、将来負担比率については、県政改革方針の財政フレームの見込み

(328.9%)を2.5ポイント下回っているものの、前年度(315.1%)と比較すると11.3ポイント悪化している。〔11頁〕

実質公債費比率は前年度と同率であるものの、将来負担比率は標準財政規模の減少等により悪化しており、引き続き高い水準にある。

また、県政改革方針の財政運営指標では、令和7年度に実質公債費比率(3か年平均)が18.0%を超過し、10年度までの収支不足見込額は255億円となるなど、本県の財政は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれている。

このため、県政改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政基盤の確立に一層の意を用いられたい。

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

令和4年度	令和3年度	比較増減 (△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	令和4年度 実質収支	令和3年度 実質収支	比較増減 (△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	22,794,313	21,781,126	1,013,187
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	1,178,495	77,148	1,101,347
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	0	0	0
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	23,972,808	21,858,274	2,114,534

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は23,972,808千円の黒字で、前年度と比較すると、県営住宅事業特別会計で1,101,347千円増加、一般会計で1,013,187千円増加したため、2,114,534千円増加(増加率9.7%)している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

令和4年度	令和3年度	比較増減 (△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		令和4年度	令和3年度	比較増減(△)	
一般会計等の実質収支額		千円 23,972,808	千円 21,858,274	千円 2,114,534	
公 営 事 業	国民健康保険事業特別会計	10,712,996	12,102,028	△1,389,032	
	公営企業の資金不足額(△)・資金剰余額	病院事業会計	4,990,406	9,049,718	△4,059,312
		水道用水供給事業会計	23,260,788	22,049,004	1,211,784
		工業用水道事業会計	14,550,955	13,909,121	641,834
		水源開発事業会計	170	170	0
		地域整備事業会計	0	0	0
		企業資産運用事業会計	3,194,728	2,121,214	1,073,514
		地域創生整備事業会計	2,868,823	290,570	2,578,253
		流域下水道事業会計	551,311	370,152	181,159
港湾整備事業特別会計	149,706	193,304	△43,598		
合 計		84,252,691	81,943,555	2,309,136	

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は84,252,691千円の黒字で、前年度と比較すると、病院事業会計ほか2会計で実質収支額及び資金剰余額が5,491,942千円減少したものの、一般会計等ほか5会計で実質収支額及び資金剰余額が7,801,078千円増加したため、2,309,136千円増加(増加率2.8%)している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

令和4年度	令和3年度	比較増減 (△)
15.2 %	15.2 %	0.0

実質公債費比率は15.2%で、前年度と同率となっている。

3か年平均を算出するにあたり令和元年度比率が令和4年度比率に置き換わったものの、令和元年度（15.3%）と令和4年度（15.5%）で大きな差がなかったことによるものである。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
分 子 ①	千円 146,362,789	千円 146,783,755	千円 【136,546,588】 135,398,460	千円 【137,019,624】 133,691,364
分 母 ②	940,446,979	964,588,017	907,547,948	891,826,345
単年度の比率 (①/②)	% 15.5	% 15.2	【15.0】% 14.9	【15.3】% 14.9
実 質 公 債 費 比 率	令 和 3 年 度	—	(3か年平均) 15.2 %	
	令 和 4 年 度	(3か年平均) 15.2 %		—

(注) 1 単年度の比率は小数点第1位において端数調整を行ったものを記載した。

2 令和3年度より県債管理基金残高から地域整備事業会計への貸付金を除いて算定している。

3 令和2年度以前における分子、単年度の比率及び実質公債費比率欄に、県債管理基金残高から地域整備事業会計への貸付金を除いて算定した数値を【 】書きした。

(3) 実質公債費比率（単年度）の前年度との比較

令和4年度は県債管理基金の積立不足に対する加算の増加等により地方債の元利償還金及び準元利償還金が増加した。一方、そこから差し引く特定財源が増加したことにより算定上の分子の額は減少した。

また、臨時財政対策債発行可能額及び地方交付税が減少したこと等により算定上の分母である標準財政規模が減少した。

その結果、分子の減少幅を分母の減少幅が上回ったため、単年度の実質公債費比率は0.3ポイント悪化している。

(分子)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 311,046,571	千円 307,614,738	千円 3,431,833
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	17,744,881	13,621,890	4,122,991
	準元利償還金	12,684,278	12,505,893	178,385
	計	323,730,849	320,120,631	3,610,218
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	16,428,941	11,258,577	5,170,364
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	160,939,119	162,078,299	△1,139,180
	計	177,368,060	173,336,876	4,031,184
分子の額		146,362,789	146,783,755	△420,966

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,101,386,098	千円 1,126,666,316	千円 △25,280,218
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	160,939,119	162,078,299	△1,139,180
分母の額		940,446,979	964,588,017	△24,141,038

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

令和4年度	令和3年度	比較増減 (△)
326.4%	315.1%	11.3

将来負担比率は326.4%で、前年度の315.1%と比較して、11.3ポイント悪化している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減(△)
分子	千円 3,070,024,990	千円 3,039,892,825	千円 30,132,165
分母	940,446,979	964,588,017	△24,141,038

(3) 前年度との比較

令和4年度は、将来負担額である地方債の現在高の減少等があったものの、そこから差し引く地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したこと等により算定上の分子の額が増加した。

また、臨時財政対策債発行可能額及び地方交付税が減少したこと等により算定上の分母である標準財政規模が減少したこと等から、将来負担比率は悪化している。

(分子)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減(△)	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	千円 5,393,411,733	千円 5,429,557,878	千円 △36,146,145	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	12,629,830	18,370,770	△5,740,940	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	164,933,479	162,009,142	2,924,337	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	20,536	27,302	△6,766	
	退職手当負担見込額	310,966,107	317,154,082	△6,187,975	
	設立法人の負債額 等負担見込額	47,614,899	35,753,574	11,861,325	
	内 訳	兵庫県道路公社	19,270,423	7,318,313	11,952,110
		兵庫県土地開発公社	0	0	0
		兵庫県公立大学法人	0	0	0
		公益社団法人ひょうご農林機構	25,935,196	26,136,206	△201,010
		兵庫県住宅供給公社	60,000	6,694	53,306
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償等	2,349,280	2,292,361	56,919
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,929,576,584	5,962,872,748	△33,296,164		
差 引 く 担 額 か の ら	充 当 可 能 基 金 額	533,314,004	515,823,330	17,490,674	
	特 定 財 源 見 込 額	158,206,520	171,027,884	△12,821,364	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	2,168,031,070	2,236,128,709	△68,097,639	
	計	2,859,551,594	2,922,979,923	△63,428,329	
分子の額		3,070,024,990	3,039,892,825	30,132,165	

(分母)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,101,386,098	千円 1,126,666,316	千円 △25,280,218
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	160,939,119	162,078,299	△1,139,180
分母の額		940,446,979	964,588,017	△24,141,038

第4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会計名	令和4年度	令和3年度	比較増減(△)
病院事業会計	—	—	—
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
地域創生整備事業会計	—	—	—
流域下水道事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

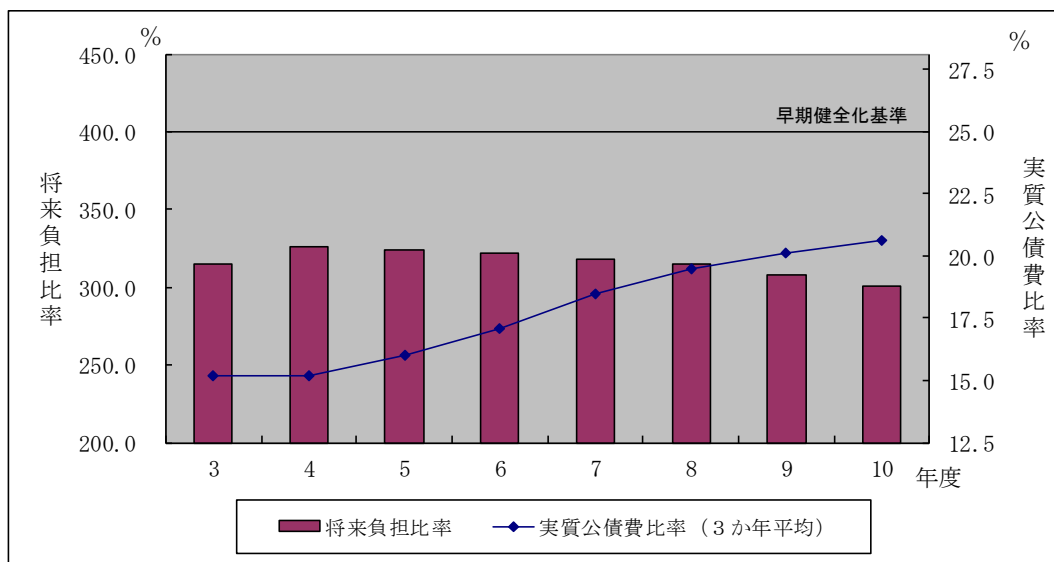
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実質公債費比率 (3か年平均)	% —	% 15.3	% 16.0	% 17.1	% 18.5	% 19.5	% 20.1	% 20.6
実 績	15.2	15.2	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (単年度)	—	15.7	17.2	18.6	19.7	20.1	20.5	21.1
実 績	15.2	15.5	—	—	—	—	—	—
将 来 負 担 率	—	328.9	324.4	321.7	317.5	314.4	307.8	301.1
実 績	315.1	326.4	—	—	—	—	—	—

(注) 令和5年3月に改定された兵庫県県政改革方針に基づき記載した。



(注) 令和3、4年度は実績、5年度以降は見込みの比率とした。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

- 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

- 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

- 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

- 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることのできる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

- 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。
実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

- ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

